

社会福祉法人翔馬会 評議員及び役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翔馬会評議員及び役員の報酬等に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事・監事をいう。

(報酬及び日当等)

第3条 定款第8条及び第21条の規定により評議員及び役員に対する報酬は支給しないものとする。

2 評議員・役員が職務執行及び各会議に出席したときは、別表1に定める費用を弁償するものとする。

(調査・研修等の旅費)

第4条 評議員・役員が理事長の要請により、調査・研修・視察等のため旅行した場合は、「社会福祉法人翔馬会旅費規程」により旅費を支払う。

(傷病見舞金)

第5条 評議員・役員が傷病により入院2週間以上に及んだときは、別表2により傷病見舞金を支払う。

(災害見舞金)

第6条 評議員・役員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害程度に応じて別表2により災害見舞金を支払う。

(弔意金)

第7条 評議員・役員が死亡したときは、別表3によりその遺族に弔慰金を支給するほか、生花を供える。

2 役員の配偶者・子・同居の親及び実父・実母が死亡のときは、別表3により弔慰金を支給するほか、生花を贈る。

(慰労金)

第8条 評議員・役員がその役職を退任した時は、別表4より慰労金を支給する。

(その他)

第9条 その他、特に必要と認められる慶弔金等については、理事長に一任し支給することができる。

附則

この規程は、平成29年6月9日に議決し、平成29年4月1日から施行する。但し、第8条については平成29年3月31日から適用する。

別表1

	費用弁償額
評議員	10,000円
理事・監事	10,000円

別表2 見舞金

傷病見舞金	10,000円
災害見舞金	10,000円

別表3 弔慰金

弔慰金	本人	30,000円
	配偶者・子・同居の親・ 実父・実母	10,000円

別表4 慰労金

慰労金 (就任年数)	5年未満	20,000円
	10年未満	50,000円
	10年以上	100,000円